

令和4年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	監 査 の 種 類	1 頁
2	監 査 の 対 象 及 び 実 施 日	1 頁
3	監 査 の 範 囲	2 頁
4	監 査 の 着 眼 点	2 頁
5	監 査 の 実 施 内 容	3 頁
6	監 査 委 員 の 交 代 及 び 除 斥	3 頁
7	監 査 の 結 果	3 頁
	(複 数 課 で 認 め ら れ た 事 項)	3 頁
	(各 課 に 関 す る 事 項)		
	検 査 室	4 頁
	総 務 部	4 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	資 産 経 営 部	5 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	6 頁
	産 業 観 光 部	7 頁
	都 市 整 備 部	8 頁
	二 見 総 合 支 所	9 頁
	小 俣 総 合 支 所	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	9 頁
	会 計 課	9 頁
	議 会 事 務 局	9 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	9 頁
	監 査 委 員 事 務 局	10 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	10 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	10 頁
	上 下 水 道 部	10 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	11 頁
	消 防 本 部 (署)	12 頁
	工 事 の 現 場 確 認	12 頁
8	む す び	12 頁
9	工 事 監 査	13 頁

令和4年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査について、伊勢市監査基準に準拠して実施したので、その結果を次のとおり報告する。

令和5年3月24日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
伊勢市監査委員 中 井 豊
伊勢市監査委員 久 保 真

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に基づく財務監査及び同条第2項に基づく行政監査

2 監査の対象及び実施日

実施日	対 象 箇 所
令和4年10月13日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和4年10月14日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和4年10月17日	工事の現場確認（学校統合推進室 二見浦小学校・二見中学校 建設工事）
令和4年10月18日	総務課 職員課 危機管理課 検査室
令和4年10月19日	デジタル政策課 企画調整課 防災施設整備課 広報広聴課
令和4年10月20日	秘書課 文化政策課
令和4年10月21日	財政課 資産経営課
令和4年10月25日	市立伊勢総合病院
令和4年10月26日	課税課 収納推進課 会計課
令和4年10月31日	契約課 営繕課 戸籍住民課 人権政策課
令和4年11月1日	ごみ減量課 環境課 医療保険課 生活支援課
令和4年11月2日	二見浦保育園 五峰保育園 保育所きらら館 子育て支援センターきらら館

令和4年11月7日	健康課　こども発達支援室
令和4年11月8日	福祉総務課　福祉生活相談センター
令和4年11月9日	子育て応援課　保育課
令和4年11月10日	商工労政課　農林水産課　市民交流課 農業委員会事務局
令和4年11月14日	観光振興課　議会事務局　観光誘客課 選挙管理委員会事務局　監査委員事務局
令和4年11月15日	介護保険課　高齢・障がい福祉課
令和5年1月16日	監理課　都市計画課　交通政策課　基盤整備課
令和5年1月17日	維持課　住宅政策課
令和5年1月18日	教育総務課　学校統合推進室　用地課
令和5年1月19日	小俣総合支所生活福祉課　御菌総合支所生活福祉課
令和5年1月24日	スポーツ課　社会教育課　学校教育課　教育研究所
令和5年1月25日	水道事業　下水道事業　二見総合支所生活福祉課
令和5年1月30日	消防本部（署）
令和5年2月17日	工事監査（農林水産課　二見町今一色地内排水路整備工事）
書面監査	中島小学校　明倫小学校　宮山小学校　浜郷小学校 豊浜東小学校　豊浜西小学校　明野小学校　厚生中学校 港中学校　城田中学校　桜浜中学校　明野幼稚園

3 監査の範囲

令和4年度9月末まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行状況について監査を実施した。

4 監査の着眼点

予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、収入及び支出に係る会計処理、契約事務、現金等の保管及び公有財産の管理は適正に行われているか、個人情報の管理及び職員の時間外勤務の管理は適正になされているか、前年度定期監査で指摘または意見を述べた事項が是正または検討されているかなどを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

事前に提出された資料に基づき、関係職員から説明を聴き取り、質疑を行ったほか、関係文書の閲覧及び諸帳簿と証書類の照合を行った。また、決算審査及び出納検査の結果も踏まえ、監査を実施した。

工事監査については、令和4年度に施工している工事の内から1件を抽出し、技術士による調査を実施した。また、監査委員による工事の現場確認については、施行中の工事の内から1件を抽出し、工事現場において担当者から説明を受け、進捗状況を確認した。

各小中学校、幼稚園については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学級閉鎖等が相次いだことから、現地での監査に替えて、各学校等へ資料及び簿冊の提出を求め監査を行った。

6 監査委員の交代及び除斥

市議会議員の内から選任された監査委員として、令和4年11月15日までは吉井詩子が、令和5年1月16日からは久保真が監査を行った。

また、地方自治法第199条の2の規定に基づき、政務活動費に関する監査については市議会議員の内から選任された監査委員を除斥とした。

7 監査の結果

監査した限りにおいて、おおむね事務が法令に適合し、正確に行われ、効率化に努めていることがうかがえた。同様にその組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

詳細については次に述べるとおりである。

なお、簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(複数課で認められた事項)

以下に記載した事例は、複数課にわたって認められた事例である。全ての課で注意して事務にあたられたい。

- (1) 報道された他市町の不祥事件では、会計事務を長期にわたり1人の職員が行っていたことや上司等のチェックがなおざりになっていたことなどが、その原因とされている。各課においては、担当する職員のローテーションを考慮するとともに、複数人の目が届くよう、事務の進め方について十分留意されたい。
- (2) 委託業務や指定管理業務では、仕様書等により報告の期限や内容、業務を行うにあたって必要とする資格、実施体制等を定めているが、守られていない事例が散見された。受託者に対し求める内容を確認し、適切に指導されたい。
- (3) 協議会や団体等への負担金について、その必要性や金額の根拠が明確にされていない事例が認められた。要綱等により明確に示し、説明責任を果たせるようにされたい。また、事業の実施にあたり全額を概算払いしている事例がある。必要とする額にとどめ、事業完了後に検収のうえ精算するべきと考える。検討いただきたい。
- (4) 補助金や負担金を支出している事業について、使途や成果が十分に確認されていない事例が認められた。目的どおりに使用されているか、期待した成果が得られたかを検証し、より効果的な事業となるよう努めていただきたい。
- (5) 市が経理事務を担う協議会や団体等の事務において、複数の団体で事務誤りが認められた。それらの団体には、公金が補助金や負担金として支出されている。市の事務と同様、適切に事務管理されたい。

- (6) 不動産の賃貸借契約について、当該契約を自動更新する条項のあるものが散見された。予算の裏付けがない状態で翌年度以降の契約を約束するものであり、不適切である。複数年度にわたる契約が必要であれば、長期継続契約として予算の承認を条件とする旨を記載するか、債務負担行為として定めておくべきと考える。
- (7) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律では、書面により支払時期が明らかでない場合の支払期限は、請求をした日から15日以内とみなすとされている。相手方の合意を得た上で、15日を超えて支払っている事例が多数認められたが、法の趣旨を鑑みると不適切であり、改善に努められたい。
- (8) 伊勢市の花・木・鳥を制定し、広報紙への掲載等、周知に努められているが、制定した目的に合うよう、さらに積極的な発信に努めていただきたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 課税課 収納推進課

職員課、課税課及び収納推進課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【総務課】

指摘事項

- (1) 手書き用領収書について、書き損じた際の処理が不適切なものがあった。適切に管理されたい。

危 機 管 理 部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

情 報 戦 略 局

秘書課 デジタル政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課 文化政策課

秘書課、デジタル政策課、財政課及び広報広聴課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【企画調整課】

指摘事項

- (1) ふるさと応援寄附金の返礼品に係る委託業務について、受託者における事務処理誤りが複数確認された。業務管理及び受託者への指導を徹底し、再発防止に努められたい。

【文化政策課】

指摘事項

- (1) 指定管理業務の報告書について、基本協定書で定める提出期限を過ぎている事例が認められた。受託者に対し、期限の遵守を適切に指導されたい。
- (2) 郵便切手受払簿について、昨年度に引き続き文書管理規程と異なる様式を使用している。所定の様式を使用し適切に管理されたい。
- (3) 手書き用領収書について、通し番号の付番や書き損じた際の処理が不適切な事例が認められた。適切に管理されたい。

資 産 経 営 部

資産経営課 契約課 営繕課

契約課、営繕課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【資産経営課】

指摘事項

- (1) 電気自動車用の急速充電器について、利用料金を返金した際、相手方から受領書をもっていない。また、集計履歴が記録されていない月があった。収納の証拠となるものであり、適切に管理されたい。
- (2) 令和4年4月1日の道路交通法改正により、酒気帯びの有無について、運転前後の運転者の状態を目視等で確認することが義務付けられた。改正に対応し、公用車使用申込書も改正されているが、運転後のチェックが失念されている。運転後についても確認をするよう改められたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 ごみ減量課 支所

人権政策課、環境課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 男女共同参画推進委員会の議事録が作成されていない事例が認められた。会議の記録は対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成されたい。

【戸籍住民課】

意見

- (1) マイナンバーに関する簿冊の保存年限が、戸籍住民課及び各総合支所間で統一されていない。統一すべきものとする。

【ごみ減量課】

指摘事項

- (1) 可燃ごみについては、指定ごみ袋を使用したもののみ収集している。しかし、伊勢市環境会議が作成した袋は、指定外にもかかわらず収集している。収集の対象とするのであれば、要綱に則り、適正に指定されたうえで収集されたい。
- (2) 指定ごみ袋の製造の承認や取消しについて、要綱で定めている。製造を認め、また規格に適合しない場合に不承認とし、要綱に反した場合に承認を取り消すのであれば、条例で定めるべきである。また、義務を課すものでなければ、要綱の内容を見直されたい。

【支所】

指摘事項

- (1) 昨年度、コミュニティセンターの鍵を紛失したことを受けて、「支所で管理する鍵の適正管理について」を作成したが、十分に理解されていない。今一度、周知を徹底し、適切に管理されたい。
- (2) 以前にも指摘しているが、自治会で集めた募金について、現金の保管期間が長い事例が認められた。現金を長期間保管することは紛失等につながるリスクがある。適切な現金管理をするとともに、振込にする等、事務処理の方法についても検討されたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢・障がい福祉課 生活支援課
福祉総務課 福祉生活相談センター 子育て応援課 保育課 こども発達支援室
保育所等

医療保険課、介護保険課、生活支援課、福祉総務課、福祉生活相談センター、子育て応援課、保育課及び保育所等については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

指摘事項

- (1) 書類の管理不足やチェックもれ等により、5件の支払遅延が発生している。適切な事務管理に努め、再発防止を徹底されたい。
- (2) 休日・夜間応急診療所診療料の領収日付が受領日の前日となっている事例が認められた。収納の証拠となるものである。十分に注意されたい。

意見

- (1) 伊勢市民健康会議は、健康都市づくりに関する計画、具体的事案の検討、政策提案・提言等を行うことを所掌事務としている。附属機関に位置付けるものと考えてるので、検討いただきたい。

【高齢・障がい福祉課】

意見

- (1) 共生社会バリアフリーシンポジウム in 伊勢が開催されたが、市民の参加が少なかった。ホームページ、LINE、Facebook や小中学校でのチラシ配布等で周知を行ってはいしたが、今後は他課とも連携し、より一層の周知を図り市民に参加してもらえるよう努めていただきたい。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領では、「所管課等は、相談内容及び対応結果を記録し、高齢・障がい福祉課に報告する」としているが、十分に周知されていない。改めて周知し、相談事例や取組事例を共有して市全体の取組の推進に努めていただきたい。
- (3) ヘルプマークについて、インターネットでの販売や不正利用に関する報道があり、その管理について疑問が呈されていた。各総合支所と管理を統一し、配付場所、配付方法の周知を図っていただきたい。併せて、その意義の啓発に努めていただきたい。

【こども発達支援室】

指摘事項

- (1) おおぞら児童園の会計年度任用職員の労災保険について、加入漏れが認められた。適切な事務管理に努め、再発防止を徹底されたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

農林水産課、観光誘客課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

指摘事項

- (1) サンライフ伊勢の指定管理業務の事業報告書が、基本協定書に定める内容を満たしていない。受託者に対し求める内容を確実に把握し、適切に指導されたい。

- (2) 伊勢地域勤労者福祉サービスセンターは、事務所をサンライフ伊勢内に置いて事業を行っている。経費の一部を負担しているが、施設使用料を無償としている。公共施設の使用については、原則、適正な使用料を徴収すべきであり、無償使用は補助金の実質的な増額となる。なお、要件に該当するとして無償使用を認めるのであれば、目的外使用許可の起案文書に無償とする理由を記載すべきと考える。改善に努められたい。

【観光振興課】

指摘事項

- (1) 伊勢神宮奉納全国花火大会委員会の経理事務において、出張旅費の領収書に記載された金額が誤っていた。現金授受の証拠となるものである。十分に注意されたい。

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課
住宅政策課

基盤整備課、維持課、用地課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

指摘事項

- (1) 勢田川改修促進期成同盟会及び宮川水系治水事業促進期成同盟会の経理事務において、支出及び戻入の伺いが作成されていない事例、精算決議書に記載した金額に誤りがある事例、立替払された事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

【都市計画課】

指摘事項

- (1) 手書き用領収書において、一部が欠落している事例が認められた。書き損じて、破棄したものと推察されるが、適正な事務がされていない。領収書の不適切な取り扱いはリスクが伴うものであり、今一度、取扱方法の周知を徹底し、適切に管理されたい。
- (2) 伊勢都市計画連絡協議会の経理事務において、支出及び戻入の伺いが作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

【交通政策課】

指摘事項

- (1) 伊勢市交通安全都市推進協議会の経理事務において、施設の使用料を振り込む際、振込手数料を重複して記載したため組戻した事例が認められた。組戻には手数料が生じる。慎重に事務をされたい。
- (2) 伊勢度会地区交通安全対策協議会の経理事務において、収入伝票が作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 伊勢地域観光交通対策協議会がパーク&バスライドの事業を行っている。収入金は、同協議会が独自に経理しており、その事務は当該課が担っている。また、同協議会に、特別会計から負担金を支出し、経費に充てている。共に交通対策を担うものであり、その出納事務を一本化し、収入金の公金化と事務の効率化及び適正化を考慮すべきと考える。検討いただきたい。

【住宅政策課】

指摘事項

- (1) 住宅新築資金等貸付事業基金に関する文書について、決裁権者や合議者の押印がない事例が認められた。適正な事務をされたい。

総合支所

二見総合支所生活福祉課 小俣総合支所生活福祉課 御園総合支所生活福祉課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、各総合支所に共通する意見については、次に述べるとおりである。

意見

- (1) マイナンバーに関する簿冊の保存年限が戸籍住民課及び各総合支所間で統一されていない。統一すべきものとする。
- (2) ヘルプマークの配布方法が、高齢・障がい福祉課及び各総合支所間で統一されていない。統一すべきものとする。
- (3) 一部の総合支所で、人事異動に伴う防火管理者の解任及び選任の届出がされていない事例が認められた。適切な事務処理をしていただくとともに、防火管理者等の建物管理に必要な資格を持つ職員の養成に努めていただきたい。

会計課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

議会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

監査委員事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) PCR検査を病院敷地内で行っていたが、目的外使用許可がされていない。会計規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (2) 施設の目的外使用の許可の期間について、会計規程では3年を超えることができないとしている。しかし、郵便ポストについては5年間の許可をしている。会計規程に則り、適正な事務処理をされたい。
- (3) 委託業務2件において、仕様書に定める必要書類が提出されていない事例が認められた。受託者に対し求める内容を確実に把握し、適切に指導されたい。
- (4) 諸会費の支出伺について、施行理由の記載がないもの、予算書や決算書、事業内容等、必要書類の添付がないものが認められた。支出の根拠を明確に説明できるよう、適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る駐車場使用料を無料としているが、根拠が明確にされていない。駐車料金の収納に関する取扱いや減免の基準等について、規程を整備すべきと考える。検討いただきたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

教育委員会事務局

教育総務課 学校総合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
教育研究所 小中学校・幼稚園

学校総合推進室については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

意見

- (1) 金券の確認頻度が、「毎月1回」「使用の都度」など、学校により異なっている。統一したルールを作成することを検討いただきたい。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 複数の学校で鍵を紛失した事例があった。鍵の管理については昨年度の定期監査でも指摘したところである。再発防止を徹底されたい。

意見

- (1) 薬品受払簿について、使用量及び購入量の記載漏れや鉛筆による記載が認められた。また、記録は、薬品の種類別だけでなく、保管容器別に行うことが望ましいと考える。様式や記録のルールの統一を検討いただきたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 子ども読書活動推進会議委員の報酬について、委員の変更があったにも関わらず、前任の委員に支払った事例があった。支出先の相違は、重大な事故につながりかねなく、再発防止に努められたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) やすらぎ公園プール運営業務委託について、仕様書で求めている職員体制が満たされていない日が認められた。日報のチェックにより確認できることであり、適切に指導し、管理されたい。
- (2) 小俣総合体育館の利用料について、減免の基準を内規で定めている。内規はオーソライズされたものではない。規則等で定めるよう改められたい。
- (3) スポーツ推進委員連絡協議会の経理事務において、支出及び戻入の伺いが作成されていない事例が認められた。適切な事務処理をされたい。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 情報教育推進委員会の会議録が作成されていない事例が認められた。会議の記録は対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成されたい。

意見

- (1) 貸出用モバイル Wi-Fi ルーターについて、購入数と貸出実績件数とに差異が認められた。今後については、経費節減のため、一層の調査をされ、より使用数に近いものとしていただきたい。

【小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 復命書について、報告日の記載がないものや提出が遅い事例が多数認められた。適切な事務処理に努められたい。
- (2) 通帳からの出金において、金額誤りや不要な出金の事例が認められた。十分に確認し、慎重に事務処理をされたい。また、年度末に精算されていない事例が認められた。年度ごとに精算をされたい。

意見

- (1) 金券の確認頻度が、「毎月 1 回」「使用の都度」など、学校により異なっている。教育委員会事務局と調整し、適切に管理いただきたい。
- (2) 薬品受払簿について、使用量及び購入量の記載漏れや鉛筆による記載が認められた。また、記録は、薬品の種類別だけでなく、保管容器別に行うことが望ましいと考える。教育委員会事務局と調整し、適切に管理いただきたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 本来、資金前渡すべき研修会参加負担金について、職員間の連絡不足により、立替払した事例があった。会計規則に則り適正な事務処理をされたい。

工事の現場確認

二見浦小学校・二見中学校建設工事

工事は、安全に配慮して行われており、工程表に基づき順調に進捗していると認められた。また、契約事務については適正に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

8 むすび

他市町において、不祥事件が多く報道されている。本年度の監査においては、そうした事件と同類の取扱事務について注視して監査にあたった。

本年度も事務の誤りが多く見受けられた。報じられた他市町の事件と類似した事例も認められた。一人ひとりが慎重を期すとともに、課内でのチェックが適切であれば防ぐことができた事例が大半である。他市町での事件は、決して他人事ではない。今一度、事務手順の見直しを求めたい。

各職員におかれては、求められる職務や職責を認識し、公務員としての自覚をもって業務にあたっていただきたい。市民の信頼に応えられることを切に望むものである。

9 工事監査

1 実施日及び対象工事等

実施日	対 象 工 事	所 管 課
令和5年2月17日	二見町今一色地内排水路整備工事	農林水産課

2 監査の方法

令和4年度施行の工事のうち、設計金額が300万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会所属の技術士により調査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、計画、設計、積算、契約及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書の概要については4に記載のとおりであるが、内容を十分理解し、技術の向上を図るとともに、今後の設計、契約及び施工に際し、品質の確保、透明性、経済性、安全性及び環境面に配慮するよう努められたい。

今後も市のインフラ整備に要する経費が増大すると想定されるが、市民が安全な生活を送れるよう、引き続き励んでいただきたい。

また、工事監査の結果については、今回、監査の対象ではなかった所属の技術系職員にも共有され、技術向上に活用されるよう望むものである。

意見

- (1) 関連団体との協議に関する記録が公文書として保存されていない事例が認められた。対外的な説明資料として、また意思決定の経過確認のため必要なものである。適切に作成し、保存していただきたい。
- (2) 出来形管理、品質管理及び写真管理の記録が、現場事務所でなく事業所で保管されていた。監督員の業務に支障が生じないように検討いただきたい。
- (3) 施行体系図が、現場規模に比して過大となっていた。誤りではないが、統括安全衛生責任者や元方安全衛生管理者の常駐等、事業者の管理体制の確認が必要となる。建設業法及び労働安全衛生法に則り、現場規模に見合う体系図の作成を指導いただきたい。

4 工事技術調査結果報告書の概要

【二見町今一色地内排水路整備工事】

(1) 工事概要

ア	工事場所	伊勢市二見町今一色地内
イ	工事内容	排水路工 L=151m U型水路 L=97.9m、L型水路 L=47.3m、摺付工 L=2.1m 底張工 L=3.4m
ウ	工事受注業者	業者名：株式会社西山組：三重県伊勢市宮後2丁目 現場代理人：資格/経験年 2級建設機械施工技士 主任技術者：資格/経験年 2級建設機械施工技士
エ	設計業務委託業者（業務年度）	株式会社カギテック伊勢支店 (令和2年度 農地第7号 二見町今一色地内 排水路整備工事に伴う設計業務委託)
オ	施工監理	自主監理
カ	工事費	設計金額 29,158,800円（消費税含む） 予定価格 29,158,800円（対設計金額:100%）（消費税含む） 最低制限価格 事後 24,635,600円（消費税含む） 請負金額 24,761,000円（消費税含む） 落札率 (対設計:84.9%) (対予定:84.9%)
キ	工事期間	令和4年10月28日～令和5年3月15日
ク	工事進捗状況	計画出来高 37.8% 実施出来高 23.6% (14.2%遅れ、12月末現在)
ケ	公告又は指名通知	令和4年10月7日
コ	入札年月日	令和4年10月25日
サ	財源内訳	水利施設等保全高度化事業補助金（国55%、県14%）
シ	低価格入札の有無	無
ス	契約年月日	令和4年10月28日
セ	履行保証体系	履行保証 東日本建設業保証株式会社

(2) 工事技術調査講評

ア 調査内容

工事技術調査（以後「調査」という。）は、全国都市監査委員会制定の「都市監査基準」（令和2年改正）の「実務ガイドライン」に準拠し実施した。具体的には、計画、設計、積算、契約、施工、検査、委託業務について、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的であるかという観点で実施した。

調査対象工事は、プレキャストコンクリート排水路工事(L=151m)である。

書類調査では、事前に提示された書類を基に、疑問点及び確認事項を質問することにより、各段階における技術的事項について調査した。

イ 総括講評

書類調査及び現場施工状況調査の結果は、全般的に大過なく良好と言える。

今後は、引き続き工事監督及び検査業務を適切に行い、現場周辺の環境に配慮しつつ工事情報の発信に努め、安全及び品質の確保に努められたい。

調査結果から、特に留意すべき排水路設計と施工計画（安全管理）については以下に指摘事項として整理する。

なお、それぞれの調査結果について気付いた点は、各項目の所見で記述しているので確認、対応されたい。

ウ 排水路改修設計

事業実施が単独事業から補助事業に切り替わり、単独事業想定時の設計成果を使用したことから、再検討の余裕はなかったのかも知れない。改修排水路の形式・構造は妥当であるが、断面規模と安全性確保に疑問が残る。

一般論からは安全な施設設計に対する配慮が欠けているが、社会条件、地形条件等を勘案した市行政の一環としての措置であるとすれば調整すべき課題と考えられる。

エ 協議・管理記録の保管

関連する河川・道路協議、漁業協同組合との協議、地元関係者への説明会などは終了しているとの回答であったが、その記録文書の一部が確認できなかった。協議記録は、事業完了後の紛争回避、説明責任を果たす上でも適切に管理されたい。

出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類については、現場事務所ではなく、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであり、監督員の巡回作業に支障がないように現場事務所に備え置くように指導されたい。

オ 施工計画

施工計画書は、三重県公共工事共通仕様書（1-1-1-4 施工計画書）に準拠し、必要項目について漏れなく、適正に作成されている。

ただし、施工体系図に建設業法、労働安全衛生法に則っていない記述がみられた。

本工事は特定事業（建設業）であるが、現場の常時作業員は3人～4人であり小規模の工事現場となる。この場合、労働安全衛生法では統括安全衛生管理者の選任は必要ないとされている（(注)参照）。一般的な施工体系図（作成例）に惑わされず、現場規模に見合う体系図の作成を心掛けられたい。

なお、このことは昨年度の工事監査（鎌地田橋橋梁修繕工事）でも留意事項として指摘されており、庁内組織での水平展開がなされていないことを指摘しておきたい。

(注) 隧道等、圧気工法作業、橋梁建設以外の建設業で、常時作業員が50人以上の現場では、統括安全衛生管理者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者の選任が必要とされている。

(3) 技術士所見

ア 事業目的、計画について

事業目的・整備内容にマッチした補助事業の選択に時間を要したと感じられる。

農林水産省所掌の事業制度を幅広く点検することにより、比較的容易に当該事業での採択申請に着手できたものと推察される。合理的な事業遂行という側面から、適切な事業選択に留意されたい。

また、事業実施に対する合意形成は大きな要件でもあり、工事に関する他機関との協議、地元住民等との協議あるいは説明会の記録は適切に管理されたい。

イ 設計について

事業実施が単独事業から補助事業に切り替わり、単独事業想定時の設計成果を流用したことから、再検討の余裕はなかったのかも知れない。改修排水路の形式・構造は妥当であるが、断面規模と安全性確保に疑問が残る。

一般論からは安全な施設設計に対する配慮が欠けているが、社会条件、地形条件等を

勘案した市行政の一環としての措置であるとするれば調整すべき課題と考えられる。
特記仕様書は、当該現場の施工条件を適切に記載している。

ウ 積算について

工事内容、設計数量に対する適正な積算がなされており特に問題はない。

エ 入札・契約について

- ・入札公告、入札者評価及び落札者決定の一連の入札手続きは適切である。
- ・履行保証、技術者届など一連の必要書類が提出されており、契約手続きは適切である。

以上のとおり入札、契約について特に問題はない。

オ 施工管理について

施工計画書は、必要事項が漏れなく記載されており問題ない。

監督員は、「施工プロセス」のチェックリストを活用し、施工体制（施工体制一般、配置技術者）、施工状況（施工管理、工程管理、対外関係）の管理に努めていることを確認した。ただし施工状況の工程管理、安全活動についてはチェックが実施されていなかった。

現在まで現場での事故等もなく、また、近隣住民、関係組織等からの苦情も受けていないことから、工事状況に問題がないと言える。

なお、次の点について留意されることを望みたい。

① 施工体系図について

施工体系図は、労働安全衛生法のより深い理解の下、工事規模の実態に合わせた組織体制とされることを望みたい。

② 施工管理記録の保管体制について

出来形管理、品質管理及び写真管理の記録類については、現場事務所ではなく、現場代理人が会社に持ち帰り保管しているとのことであり、監督員の巡回作業に支障がないように現場事務所に備え置くように指導されたい。

③ 検査時の工事写真

監督員は、検査時の写真に看板と共に写り込むことで適正な管理・監督が担保できるが、監督員への聞取りでは実施できていないとのことであった。今後は検査時の写真により5W1Hの確認が可能なように、看板とともに監督員が写り込むことを推奨する。

カ 現場施工状況について

- ・現場の施工管理及び安全管理状況は良好である。
- ・無事故で工期内完成を目指して工事を続けられたい。